

安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 20 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市職員の給与に関する条例(平成 16 年条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 25 条まで (略)	第 1 条から第 25 条まで (略)
(期末手当)	(期末手当)
第 26 条 (略)	第 26 条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額

<p>に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 67.5</u>」とする。</p> <p>4 から 6 まで (略)</p> <p>第 27 条から第 35 条まで (略)</p>	<p>に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」とする。</p> <p>4 から 6 まで (略)</p> <p>第 27 条から第 35 条まで (略)</p>
---	---

(安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 20 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条から第 7 条まで (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 25 条並びに第 26 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 20 年安芸高田市条例第 2 号。以下「任期付職員条例」という。)第 7 条第 3 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 25 条第 1 項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第 26 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」とする。</p>	<p>第 1 条から第 7 条まで (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 25 条並びに第 26 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 20 年安芸高田市条例第 2 号。以下「任期付職員条例」という。)第 7 条第 3 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 25 条第 1 項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第 26 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>

3 から 6 まで (略)

第 9 条 (略)

3 から 6 まで (略)

第 9 条 (略)

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例)

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の安芸高田市職員の給与に関する条例第 26 条第 2 項(同条第 3 項及び第 2 条の規定による改正後の安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び安芸高田市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第 26 条第 4 項から第 6 項まで、第 34 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項又は安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 16 年条例第 36 号)第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日(同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5 分の 15

イ 安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員 167.5 分の 10

(2) 再任用職員 72.5 分の 10